

風連町・名寄市合併協議会
第11回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成16年10月19日(火)午後6時～
会 場 風連町役場 3階大会議室

1. 開 会

向井原幹事：皆さん、こんばんは。また本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから風連町・名寄市合併協議会第11回基本項目等小委員会を開催させていただきたいと思います。

この会議については、過半数の出席をもって成立するという事になってございまして、この委員会15名中、本日は11名が出席されておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

尚、今日の欠席については高見委員、山崎委員、木賀委員、今幹事長から欠席の連絡が入っております。

これからは、小委員会の第7条第2号の規定により、委員長が議長を務めるということになってございますので、福光委員長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2. 委員長挨拶

福光委員長：皆さん、おばんでございました。ご苦労さまでございます。

朝、晩、霜がおりるようになりまして、そろそろ冬支度の準備に忙しい毎日ではないかというふうにご推察を申し上げます。そうした忙しい中、私どものこの基本項目等検討小委員会も11回目を数えることとなります。まだ継続されている課題もございますけれども、それぞれ検討、協議される項目について、事務事業の一元化などもそれぞれの所管のところで提案をしてきておりますので、それらについて精力的に審議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3. 議 事

福光委員長：それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

協議事項ですけれども、継続協議項目の審議について議題とさせていただきますけれども、まず初めにこれまで継続をされている協議事項では、新市の名称、事務所の位置などこのふたつがまだ正式に議題となっておりますけれども、これまで各委員からのご意見で、急がずにじっくりと検討してまいりたいというような意見がありまして、継続をさせていただきます。

また、地域審議会及び地域自治組織の取扱いについては、これは自治組織検討委員会という別組織がありまして検討していただいておりますので、その結果が出てきてからということにさせていただきたいと思います。

それから、地方税の取扱いですけれども、これまでこの協議事項については、議題として議論をさせていただきましたけれども、委員の中から財政シミュレーションが一定程度出された上で検討してはどうかということでございましたので、今日、後程、財政シミュレーションについて説明をいただきますが、それを以て次回に地方税の取扱いについては議論をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、事務機構及び組織の取扱いにつきましては、今日皆様方のお手元に一定程度組織機構の資料が載っておりますけれども、これにつきましては委員長としては、運営小委員会の開催をお願いしております。運営小委員会で一定程度議論をいただいて、そしてこの小委員会で議論させていただきたいと考えておりますので、このこともご理解をいただきたいと思います。

前回10回目に事務事業の一元化、各種事務事業の取扱いで、建設関係の取扱い、それから分担金、負担金、補助金、交付金等の取扱いで提案をさせていただきましたけれども、分担金、負担金、或いは補助金の部分では、この建設部関係の事務の取扱いの各種のものとリンクをしておりますので、後程、説明をいただきながら、建設関係の事務の取扱いについて4本の協議項目を議論した後、この分担金、負担金、或いは補助金、交付金等の取扱いについては議論をさせていただきたいと思います。

前回の委員会の際に、分担金或いは補助金の関係で、資料に若干の不備があったということで、改めて今日資料が提出されておりますので、後程また説明をいただきながらということにさせていただきたいと思います。

それでは、継続協議項目につきましては、そのまま継続をする項目と今日議論をさせていただく項目等、若干説明をさせていただきましたので、そんな取扱いにさせていただくことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：そのように取り扱わせていただきます。

それでは、新規の協議事項に入りますけれども、財政シミュレーションが出ておりますので、最初に財政シミュレーションの説明をお願いいたします。

久保事務局参事：事務局の久保です。

私の方から風連町財政シミュレーションの内容について説明をさせていただきたいと思っております。お手元に資料1ということで、かがみが風連町・名寄市合併財政シミュレーションとなっていると思っておりますので、それをご参照いただきたいと思います。委員の皆様には事前に配付をさせていただいております。ご用意ができましたでしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。この内容の説明の前に確認をしておきたいと思っておりますけれども、この資料につきましては、第6回の新市建設計画の小委員会の協議案件として付議したものでありまして、現在審議中でありまして、この資料につきましては、付議したものと同一ものを皆さんの方に配付しておりますので、あらかじめご理解をいただきたいと思います。

尚、この推計に当たりまして、基本的事項といたしましては、平成16年度の名寄市、

風連町の決算見込みをベースにするというのがまず1点であります。ふたつ目には一定の平均値を使うものについては、過去3カ年の平均値を使うということも、この中の推計の一つとして考えております。3つ目には現段階で予測が可能なもの、例えば三位一体の改革で税制改正の行方等々も加味しているということで、これらを参酌しているというものであります。

前段お話しを申し上げました平成16年度の決算見込みと、それから過去の平均値を使うということで、それぞれ風連町、名寄市の予算決算、それから決算の統計等々を踏まえまして、それぞれ個別の算定をいたしまして、それを合算して推計値を出したということでございます。

尚、この推計に当たりましては、北海道が出しております推計の方法を基本に置きまして、近隣の合併協議会の推計方法も参酌いたしまして、また風連町、名寄市の財政担当課長等々を交えまして、幹事会で数回議論をして策定したものでございます。

それでは早速、推計方法について説明いたしたいと思っております。表の見方でありましてけれども、個別算定というのは、先程、説明申し上げましたそれぞれ名寄市、風連町の推計をしたものの基本的な考え方でありまして、右側の方に合併した場合ということで説明書きを、記載しておりますが、このところについては合併をした場合の推計の考え方ということで、それぞれ比較ができるようにしておりますので、説明をお聞きいただきながら比較をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

初めのページであります。地方税についてであります。ここでは個別の算定について特に歳入の方ですけれども、それぞれの統計によるものを基本的に採用するというものであります。個別算定の上からふたつ目のボツですけれども、市町村民税の所得割ということで、一定程度の財源移譲分(税率10%)を想定するとともに記載しておりますが、この分については税制改正の行方に基づいて、国税から地方税の方に所得割が移っていくだろうということを予想いたしまして、想定した税率であります。

現行の地方税の部分につきましては、課税標準の額により5%、10%、15%の3段階で課税されておりますが、これをフラット化して10%に設定するというものをこの推計の中に採用しているということでございます。

そういうことで、このページは特に際立ったものについては所得割ということで、ご理解をいただきたいと思います。

次のページでありますけれども、ここは地方消費税交付金、それから地方特例交付金については個別算定し、合併した場合、それぞれ同じような推計をして合算したものを後程説明いたしますシミュレーションに組み入れております。特にの地方交付税の普通交付税の取扱いでありますけれども、ここは個別算定の方に記載のとおり、今後の地方交付税の動向を踏まえるということであります。

それからまた、右側の方に、合併した場合ということであります。10カ年については現行の地方交付税の算定方式を、それぞれ合併しなかった部分と同じように算定しますと、これは合併特例法の方で説明受けていると思っておりますが、そういうふうな取扱いになるかと思っております。

ただし、合併後11年目から5カ年にわたり、算定想定額は段階的に削減されるという

ことであります。この辺も加味していくということで、11年目から5カ年については段階的に削減してここで推計しているというものでございます。

合わせて、この合併をした場合の中段の方に記載してございますけれども、合併特例債の交付税算入分及び合併直後の臨時的経費に対する財政支援措置分ということで、5カ年間で2億7,000万円を加算しておりますので、これも特例法の方で財源措置されるものもこれに加えているというものであります。

算式につきましては、これは国の方で定めております算式、そこに記載のとおり、1億円+5,000円×合併後の人口ということで、これにつきましてはこの推計の中では平成12年10月1日に国勢調査を行っておりますので、この数値をもとに算定をしているということでございますので、これに当たるものが2億7,000万円だということで計算したものをこの中に入れていたということでございます。

次に、特別交付税でありますけれども、この合併した場合のところを見ていただきたいのでありますけれども、ここでは合併に伴う特別交付税の措置ということで、これも特例法で支援措置により4億2,000万円を加算。これも一定の算式で、そこに記載のとおり、増加人口を合併人口で割った比率の算式では16.7%でありますので20%未満の区分ということであります。

次のページであります。つきましては個別算定の合算であります。7番目の国庫支出金につきましても、ここでは風連町は現在、生活保護費につきましては、道費で支出しておりますけれども、これが合併した場合、新市に取り込まれるということで、ここでその補助金が増算されるということが1点目です。

ふたつ目には、この合併市町村の補助金ということで、これも2年間の計で加算するというのであります。これも合併特例法の方でそれぞれ優遇措置といいたしめようか、支援措置があるものです。この下記の表により算出される合併市町村ごとの額の合計の3カ年分と記載しておりますが、ここでは風連町は5,000人を超えておりますので3,000万円、名寄市は1万人を超えて5万人以下ということで5,000万円ということで、3,000万円と5,000万円を足しますと8,000万円となり、3カ年で2億4,000万円が合併補助金として活用できるというものであります。

次に、の道支出金であります。これにつきましても、国庫支出金に準じての生活保護費等の関係で、それぞれ算出しているというものであります。

9番目についても、これも合算額であります。

次のページであります。繰入金、繰越金、それぞれそこに記載のとおり、個別算定のものを基本に推計しているというものであります。

次に、地方債であります。特に合併特例債であります。合併特例債の区分といたしまして、その右側の合併した場合の一番上の方に記載してございますけれども、合併特例債建設事業分12割10年間計76億4,000万円と記載されておりますが、これは全体で人口等々の計算方式によるものです。全体的事業として組める分が80億4,000万円分程でございます。このうち借入れのできる起債の率は95%でありまして、これに相当する額が76億4,000万円ということになります。これが建設事業費に係る分ということであります。

もう一つは、基金という部分であります。基金を積み立てするのにこの特例債を組み入れることができるというものでございます。それが3年間で11億7,000万円を起債として借りることができるということでございます。

この基準となる計算式でいきますと12億3,000万円程、全体で事業費として算定できるわけですが、その95%を借り入れすることができるということで、それに相当する額が11億7,000万円ということになりますので、ご理解をいただきたいと思えます。算式についてはこの表に記載のとおりであります。

続きまして、次のページに入りたいと思えます。次のページからは人件費の部分でございます。

人件費につきましては、それぞれ個別算定ということで、これは参考でありますけれども、それぞれ議員の数、或いは職員の数を一定の指数のもとに整理し、記載したものでございまして、現行でそれぞれ名寄市、風連町において整理されているものを、推計させていただきました。

ただし、これにつきましては、改めて説明したいと思えますが、合併した場合は在任特例を使うということで、もう既にこの協議が済んでおりますので、議員につきましては1年1カ月の在任特例、また在任特例期間後定数は26名とするということでありますので、そういう算式のもとに整理をしております。

また、そこに記載のとおり、議員報酬につきましては2市町の高い額、最高額の方で推計しているということで、決まっているということではありません。推計方法としてはそのように採用しているということであります。

尚、職員の合併後の数の想定でありますけれども、この職員の定数につきましては、合併後に定員管理計画等々を策定いたしまして、そこで整理される事項であります。現段階で推計の中での考え方でありまして、これからそれぞれ退職の年次を迎えますが、合併後18年度から一けたの人数が退職される年度については7割程度を補充しようと。二けた退職される場合は6割補充しようという基本的な考え方で整理したものです。10カ年で79名を削減するという考え方でありまして、これも推計の中に入れていたということでございます。

それから、この、 についてはそれぞれ個別算定の合算ということでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、補助費等について、この合併した場合のところを見ていただきたいと思えます。道内市部の補助費等と人口や面積で求められる推計方式によって算定しておりますので、その分については記載のとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

6番目の公債費であります。合併した場合ということで、個別算定値の合算に特例債或いは通常債分を加算ということで、過疎債等々もこれに当たりますが、この辺を推計の中に入れていたということでございます。

次のページであります。繰出金から、それぞれ9番目の積立金についても合算等々加味した形で整理したものであります。

最後に10番目の建設事業費であります。ここでは合併特例債、先程申し上げました

80億4,000万円、この分をこの中に組み入れようという考え方であり、これが基本的な推計の考え方ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

そういうものを基本にして、次のページから横長のA3判の資料があると思っております。大変見づらくて申しわけないのではありませんけれども、そこに記載のとおり16年度をベースにしているというものであります。

そこで、この16年度の部分の3段目、市町村民税の個人所得割ということで、先程フラット課税に10%にした場合ということの推計であります。ここにつきましては16年度では9億5,000万円とありますが、これをフラット課税にいたしますと13億4,500万円ということで、国税から税源移譲されるとこういうスタイルになりますよということでの推計であります。これは特徴的な部分として説明をしておきたいと思っております。

それから、交付税の部分であります。これも段階的にそれぞれ削減するという部分については、その表を見ていただければ理解ができると思っております。

尚、歳入の一番下の段ですけれども、臨時財政対策債で6億7,800万円、これは交付税と一体のものでありまして、全体で交付税が17年度のその動向から16年度と比較いたしまして3.7%程減となるという予想を加味しながら推計しておりまして、この臨時対策債の考え方については行方が見えておりませんが、とりあえずこの臨時対策債と交付税は一体のものということで、その分の減額については交付税の方で減額率3.7%ほど減じながら推計しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、歳出のところでありまして、ここでは特に建設事業費ということで、この歳出の方の枠の中の下から4段目のところに、それぞれ合併の1年目ということで、平成18年度のところから22億400万円程それぞれ建設事業費に充てておこうということで推計したものであります。

以上がこの表の見方でございます。概略になりましたけれども、以上、説明にかえさせていただきます。

福光委員長：はい、ご苦労さまです。

今、久保参事の方から、合併した場合の財政シミュレーションの説明、推計した基本的な考え方の説明をいただき、推計結果を表にしたものを皆様方にちょっと説明をさせていただきますけれども、今の説明で十分ご理解をできたというふうに私自身も思っておりませんが、この際ですから若干質問を受けたいと思っておりますが、どなたかお尋ねになることがあれば、質問していただきたいと思っております。

事前に皆さん方のお手元に資料を、今回の議案をお送りしておりまして、ご覧になっていただいていると思いましたが、なかなかすぐには私どもも理解できないところがありまして、質問ないかと言われてもなかなか挙手しづらい部分があるかと思っておりますけれども。

はい、野本委員、どうぞ。

野本委員：それでは、ちなみに1年目の18年度の歳入と歳出の、歳入総額が189億1,500万、歳出は187億7,900万、この単年度分だけでも結構ですから、歳入歳出との最終調整のあり方等々も含めて、ちょっと詳しく説明をしていただきたい。推計

の方法等。

久保事務局参事：18年度ということによろしいですね。

歳入歳出のこの整理の仕方なのですが、考え方といたしましてはそのほかに基金を繰り入れて、一定の整理をして積立金を整理していくという、そういう流れになるかと思うのでありますが、見ていただきたいのは、基金残高というところで、この20億8,561万4,000円。これに積立金で4億1,062万6,000円を足します。これに基金の造成分ということで4億1,000万円を引きます。下の表から4段目にありますけれども、これ。そしてまた繰入金ということで、今回繰入金はゼロになっていますので、本来なら繰入金を引っ張ると数字としてそこに実質的な額が出てくるということになります。

野本委員：ということは、私が聞いているのは単純なことで、このプラスマイナスの分の穴埋めを今の説明では、繰入金で歳入歳出の最終的な調整をするのですよと、そういうことだけなのかな。まずその辺、どこもここも埋められませんから。今、久保参事が説明のとおり、歳入歳出の穴埋めは基金残高等々も含めた形で繰り入れをして、歳入歳出の最終調整をすると、それだけでいいですか。

久保事務局参事：それで、先程申し上げました歳入と歳出の引っ張った額が下から3段目ございます1億3,670万3,000円というのが、先程、歳入歳出の差額がそこに現れてくるということになります。計算式につきましては先程、私が申し上げた前年の基金残高からそれぞれ算式で言った分が、計算していきますとこの数字になるということになります。

福光委員長：おわかりになりましたか。よろしいですか。

野本委員：これ、やっぱり広く両市町の町民に、仮にここまではあれですけども、これは聞かれた場合、既に風連町が抱えている基金とか公債費、名寄市が抱えている基金、公債費がこういった財政シミュレーションの中でどういうふうにプラスの部分とマイナスの部分で単年度の予算の中でどういう形でいって、最終的に目標達成年度の33年、そこまでいなくても、向こう10年後ぐらいにはそういった借金の部分と預貯金の部分がどうなるのかということ、もう少し一目でわかりやすくしていかないと、なかなか我々委員でも表が小さくて見づらいですから、一般の両市町の住民の方々に理解しやすいような形で、やっぱりきちっとした推計をしていただきたいと思います。

福光委員長：今、野本委員の方から、住民説明に当たって、十分住民の皆さんが財政状況が理解できるような資料の整理が必要でないかというご発言でしたけれども、事務局の方としては、住民説明会に当たっての説明資料というものはどのようにお考えになっておられるのか。

久保事務局参事：この財政シミュレーションにつきましては、推計の基本的な考え方を整理するという事で、新市建設計画の所掌する事項でございますので、細かいところまで出していくという、委員長と幹事会での議論経過がございまして出した資料であります。この委員会につきましても福光委員長の方から、ぜひ同じ資料を出してほしいということで提示をさせていただきました。

ただ、住民説明に使う財政計画につきましては、百万円止だとか、或いはこの欄の括りも税なら税、交付税なら交付税とか、そういうわかりやすい表にして説明するという考え方でございます。

算式の考え方の整理ということで、あからさまに出した表でございますので、その点については今回あくまでも推計を基本とした表であるというふうなことの説明にさせていただいて、これはそのまま住民説明会に使うというものでございませぬので、その点はそれぞれ整理してわかりやすい資料化に努めてまいりたいと思います。

以上です。

福光委員長：今、事務局の方から説明ありましたけれども、そのことでご理解をいただけますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：他にございますか。

中館委員、どうぞ。

中館委員：最初に説明した6ページの人件費の問題ちょっとお聞きをしたいと思いません。

風連1名、名寄3名減で合併効果があるのかということ考えたときに、私はもう少し減らすために合併を推進をしていると、こんなふう考えています。ですからもう少し個別というか、風連町、名寄市両方とも含めて削減の方向で検討してはどうかと、こんなふう考えますので、よろしくをお願いします。

福光委員長：人件費の職員については、風連は1人ずつ、名寄市は3人ずつというふうなことでございませぬけれども、もっと減らすことができなかったのかと、いう考え方なのですけれども。

久保事務局参事：説明が十分でございませぬでした。個別の算定ということではそれぞれ名寄市も風連町も財政計画持っておりまして、名寄市は中期財政計画、風連町は単独のシミュレーション、そこはふたつの財政の計画、シミュレーションは推計方法が異なっておりまして、そこを整理するという事は不可能ということで、このことは幹事会の中でも整理させていただいて、この個別の算定というところを見ていただきたいと思うのですが、この比較検討するわけでありませぬけれども、この個別の算定のところの名寄市は3人ずつ、風連町は1人ずつというのは、今回の推計上、合併しないというものを想定し

たものですので、単独のシミュレーションとは違います。風連町の単独のシミュレーションとは全然、推計の形を変えて、単独でいった場合はこの程度の削減というものを念頭に置いて、たまたま置きかえて入れたということです。実質的に合併した場合については、79人ということで、先程説明させていただきまして、ここは合併してそれぞれスケールメリット等々の合併効果という部分で見たときに、10年間で79人ですから、この推計でいきますと全体を通して平均に押しなべていきますと、1年間で8人程度削減するという、そういうシミュレーションを立てたということでもあります。

合わせて、この8人が適当かどうかという分については、今後の適正化、職員の定員の管理計画等々加味して、新市で整理されていく課題ということで、現段階では平均1年間で8人程度削減していこうという考え方で推計したものであります。

福光委員長：中館委員、どうぞ。

中館委員：そうしますと、合併した場合の職員数の総額の欄を持っていきますと、大した減り方ではないのですよね。その辺の絡みがあって質問をしているのですよ。もう少し減るはずなのに減っていないということを私感じるのですね。その辺を具体的に、ではきちっとした数字を出してもらわなかったら、ここのところが一番合併のキーになると思うのですね、私は。

福光委員長：確かに、この財政シミュレーションを出す際の、いわゆる人件費の問題については、合併効果が歳出の部分で下げられるというその合併効果を一定程度求めるものであることは間違いないのですけれども、しかしどこまで人件費を下げたらいいのか、或いは職員の数下げたらいいのかというところの部分では、今のところの事務局の今回の財政シミュレーションを出すときの推計をこの1年間に大体8人という推計で立てたのだらうと思うのですね。

しかし、現実にはそれで合併して、そのような状況で進むのかどうかということになったら、恐らくそれでいいのかというのは議会でも当然問題になるだらうし、市民からもいろいろな声が出るのではないかと思うのですね。そのときにどうするのかというのがやっぱり出てくるのかと思うのですけれど。

中館委員：それは違いますよ。委員長さんがそう言ったらだめですよ。これはここでやっぱり推定を低く抑えて、それを実行してもらおうような協議の場だと思うのですね、私は。その辺のところきちっと事務局の方にも考えていただかなかたらうまかないと、こう感じます。

福光委員長：はい、中西参事。

中西事務局次長：事務局ですけれども、今お尋ねになった部分で、現実数字が見えない部分がございますけれども、私どもの一般行政の当初の職員数は395人と計算してお

りまして、先程説明しておりますように、10年間で79人の削減を見込んでおります。

風連町と名寄市の合併形態でいきますと、両方の庁舎を有効活用するという状況がございまして、一概的に集中化した合理化とかはできないというふうに考えておりますが、この79人削減した後の自治体の職員数というのは、類似の自治体の人数とほとんど変わらない状況になります。その中で類団というのは一つの庁舎でやっている職員の数になりますけれども、いろいろご意見はあろうかと思えますけれども、自治体の規模に合わせた職員数というのは一定程度基準がございまして、そちらの方にも合わせているということだけご報告させていただきたいと思っております。

福光委員長：中館委員、どうぞ。

中館委員：その最大限の法律をやるのではなくて、最小限の法律をモットーとしてやっていただかなかつたら。最大限のことをやるならだれでもやるのですよ。今のこの合併の問題は風連町も名寄市も金がないということでこういうことになっていますから、やっぱり最小限のところを抑えていただいて、きちっと計画をご提示してもらわなかつたらだめだと思いますね。

福光委員長：中西参事、どうぞ。

中西事務局次長：先程申し上げましたように、類団というのは平均値という部分ではございませんで、これぐらいが適切ではないのかという総務省の方で決めた基準になっております。そこを全国の自治体の中で、埼玉県の中でかなり減らしている自治体もございましてけれども、およそそこを目標に各自治体が職員数を決めているという状況がございません。

先程申し上げましたように、庁舎機能を一極に集中すればある程度数はそろえられるのかなと思っておりますけれども、更に私どもの今の機構を考えた中でも、類団の方に近づけようという職員数で、最終的にその人数で役場機構を維持しなければならないという状況もございまして、単純に私どもの方で複数のときには6割、一けたのときには7割という形の中で、職員数を推計していったということをご理解いただきたいと思います。

福光委員長：今の事務局の説明でご理解いただけますか。

中館委員：ご理解はできませんけれどね。ご理解しようとは思わないし。ですからそんなことをもう少し勉強していただいて、やっぱり減らす方向でもう一回検討していただきたいと、こんなふうに考えます。

福光委員長：はい、中野委員、どうぞ。

中野委員：中野ですけれども、今、人件費の関係、中館委員さん言われたのですけれ

ども、同じく人件費のところなのですけれども、合併した場合については、10年間で79人なのですけれども、個別算定の場合も79人でやるのが本来その対比という部分で、これ17年から21年でいきますと5年間で20人ですよね。風連1人、名寄3人ということは4人で5年間で20人ですからね。なぜこういうシミュレーションを起こしているのですか。

福光委員長：久保参事、どうぞ。

久保事務局参事：基本的に、推計の考え方なのですけれども、単独のシミュレーションをそれぞれお持ちですから、そこのところとの比較ではないということをまず前段お断り申し上げておきたいと思います。

シートの2、3ということで、風連町と名寄市の表あるのですが、ここは合算をするところでの整頓で重きを置いてつくったものであります。これが単独のシミュレーションというところにこの合併協議会での推計に及ぶところにはいかないということで、ここは風連町は1人、名寄市は3人という考え方は、一定の基準といたらおかしいのですけれども、一定の推計の基準として庁舎がそれぞれ現行のサービスを行っていきといたら、この程度の削減というふうなとらえ方で整理をしたというものであります。考え方はそういう整理でありますので、そういう個々の加味されるものというものをここには記載してなくて、それぞれが単独で自治体経営をしたらという仮定の数字でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

福光委員長：よろしいですか。

林委員、どうぞ。

林委員：林なのですけれど、そうしたら風連単独いくときに、毎年1人ずつしか削減できないというような風連の話はなかったと思うのです、私らも。行財政計画云々という中でも。

それと、今事務局のそちらの方で言われた話の中でちょっと気になるのは、類団のいろんなものから引っ張って、こういう数字だということなのですけれど、これ今後の成り行き見ておると、今のいろんな三位一体の改革だとか何とかという中では、各自治体まだまだ切り込んだ恐らく職員数を今後やっていくと思うのですよね。

その場合に、これが既存の形になって、この数字が残っていく可能性があるわけですよ。それから役場庁舎がふたつなら云々と言うけれど、それはちょっといわゆるお互いに住民に話しても、それは受けづらいのではないかなと思うのです。それぐらい乗り越えるだけの企業努力がなければ、やっぱりこの時期本当に今言うように、財政の問題の一番基本は何といっても私は中館さんも同じだと思うのですけれど、人件費の問題だと思うのですよね。やっぱりそこは相当思い切ったシミュレーションを立ててやっていくという基本的な考え方がないと、一時的にはそれはいろんな国からの支援措置があったにしても、最終的に合併が何だったかなというような気はいたしております。

福光委員長：中西参事、どうぞ。

中西事務局次長：ご意見ごもっともだというふうに思っております。

私どもが今つくっている財政シミュレーションは、前段説明しました内容に基づきまして、合併後の15年間で一定の方向性を出すということの中でしております。

お断り申し上げなければならないのは、個々の自治体はそれぞれに行財政改革を進めることとなります。そこらの内容につきましては、今回のシミュレーションというのは一定の基準の中でどういうふうに計算するかということになっておりますので、この中で更に行財政改革は進められていくと考えております。

従いまして、このままで職員数がいくということではありませんけれども、推計するに当たっては、こういう推計の方法をとったということがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

福光委員長：各委員の方々から、この財政シミュレーションについては、もっと切り込むところは切り込んでよかったのではないかというご意見があるかと思っております。

しかし、幹事会、或いは事務局会議の中で、この程度の推定でというふうにやって、この10年間の財政をつくってみたということなのかなというふうに委員長としては理解をしております。当然これが未来永劫ずっと続く、10年間このシミュレーションどおりに続くということでは決してあり得ないだろうと思っておりますし、当然それぞれの立場でこの問題については、新市になった場合に改めてまた議論をする部分が出てくるのではないかと私は感じておりました。今ここで財政シミュレーションのつくり方、或いは財政シミュレーションそのものが不正確だというような議論をしていきますと、なかなか事が進んでいかないのではないかと委員長としては考えておりました。とりあえず今日の説明で一応この財政シミュレーションをもとにして住民説明に当たりたいというふうな事務局、幹事会の考え方ということをご理解いただければと思っておりますが。

中館委員、どうぞ。

中館委員：それは私が風連で改革委員会でやったときも一緒のことなのです。切り込んでこないのですよ、絶対に。行政側からやらせると、もう行政の職員にいいようなことしか、こういうものしか出てこないのですよ。それをあえて切り込んでいったのですよね。そうするとそのようなものを嫌がるのですよね。ですからやっぱり町民に向かってある程度切り込んだものを我々が出しておかなければ、その後の切り込みが少なくなるということを感じますので、ぜひ切り込んだもので出していただきたいと、こう感じます。

福光委員長：もともとこの財政シミュレーションについては、新市建設計画の方が所管と思っております。私どもの方は税の部分で財政シミュレーションを一定程度示されないと、税の問題も議論をできない部分があるということで、資料として出させていただきましたけれども、十分、中館委員や林委員、その他の委員から発言があったそのことに

ついては、新市建設計画の方に送り込みながら、また新市建設計画の中で議論をしてもらいたいと思いますし、また住民説明会に当たっては、十分そのあたりのところを勘案した説明をしていただきたいということをまず事務局や幹事会の方に、この小委員会としての考え方ということで伝えたいというふうに思っておりますが、そういうことによるしゅうございますか。

斉藤委員。

斉藤委員：前段の職員費の問題について、若干私も考えるところあるのですが、一つはこの自治体職員がそれぞれの地域に存在するということがやっぱり一つの住民サービスの一翼を担っていると、私はそういうふうに考えているものですから、今回の風連の特例区の問題などでも、それを実際にかかわっていく職員のあり方などというのは、一つの大きな課題ではなからうかと。それは何でも職員以外で対応していった方がいいのか、これらなどは是非、新市の中で論議をし合っていくと。或いはまた住民の求めるサービスにこたえる対応はしっかり構築してもらおうと、そういうような視点で私は考えておまして、今回出された内容については、一つのシミュレーションの試算の方向と、こういうふうなことで合併した場合でのこういう数字を出しているわけでありますから、これは実際新市の中でさらに詰めていく過程で変化はしていくものと、こういうふうに考えるものですから、概ね私としてはこういうふうな問題提起でいいのではなからうかと思えます。

それで、次に質問したいのですけれどもいいですか。従来、建設事業ではいろいろ過疎債などの活用も含めての取り組みが進められていたと、こういうふうなことがあったわけなのですが、一つは今回の合併特例債で、過疎債もそうなのですけれども、何ほいいといっても、負担があるわけでありまして、これは後年度必ず負担があるのですが、一つはこの過疎債と合併特例債とのどのような違い、或いは利点があるのか、この点一つお知らせいただきたいと思えます。

それと、二つ目がこの建設事業費なのですけれども、平成16年度で27億6,700万円、やっているのですが、17年度は20億、それ以後は22億と、こういうふうな推移で進んでまいります。これが個別のを見ますと、風連町の場合は16年度で10億あったのが、17年度では5億と。名寄は16億あったのが15億と、こういうような推移になっていっているのですけれども、やはり合併特例債などの活用を受けながら、一定の建設事業というのは確保されるのだと、こういう期待などもあったわけでありますけれども、この資料を見ていきますと、相当落ち込みが、急激にはいかにないにしましても下がるわけでありますけれども、これは目いっぱい取り組みなのか。すなわち合併特例債、最高で80億4,000万円、それが対象になるわけですが、それ以外のいろいろな事業もあろうかと思うのですけれども、そういうふうな財政シミュレーション上ではこれぐらいしか建設事業には盛り込まれなかったのか、その根拠はどの辺にあるのかをお知らせいただきたいと思えます。

福光委員長：よろしいですか。久保参事、どうぞ。

久保事務局参事：過疎債と特例債の比較であります。基本的に過疎債については、過疎活性化計画に基づく起債措置ということでご理解いただければと思います。その計画にまず載せなければいけないというところから始まりまして、そこも全体の事業に適否かどうかという分については、一定程度制約は特例債と比べてあるのではないかとというふうにご理解しております。特例債と同様に基本的にその起債で充当する額については95%、ここは同じ充当率であります。

それから、交付税の算入率であります。特例債が交付税算入される分、正確には70%というふうに記載されておりますけれども、ここも同じであります。ただこの70%算入されるというのは、利息も含めた償還額にそれぞれということになっておりまして、そういう違いがあるとうご理解をいただきたいと思っております。特に特例債の場合は合併を基本とした建設事業費というふうなのが原則になっております。過疎債の方は過疎振興というものが基本になるということで、それぞれ目的は起債的に違うのでありますけれども、制度の中身は類似しているというふうにご理解をいただければと思います。

それから、先程、建設事業費の中で、風連町の方の事業費なのでありますけれども、ここは落ち込みというよりも、大型な建設する箱物が例えば幼児センター、今年度に限ってはごみ管施設等々の大型事業ありましたのが、通常は5億程度で推移するのではないかとということで、これは財政の方の考え方で5億ということでありまして。それから名寄市の15億についても平成18年度から押しなべて平均で約15億程度ということでありまして。これをベースに合算しますと20億ぐらいになるのでありますけれども、そこに合併をしてそれぞれ不都合課題があるというものを加味して2億ほどプラスをして、それぞれ建設事業費を組み立てたというものであります。

尚、建設計画については、これから具体的な施策を年次的に事業の緩急だとか、或いは事業費の多寡がありますので、その辺はこれからの検討になると思っておりますけれども、押しなべて平均1カ年当たり22億程度をこの建設事業費で盛り込んだという推計でありますので、その点についてもそういう背景で整理したというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

福光委員長：斉藤委員。

斉藤委員：そうしますと、今の説明のように、過疎債については風連も名寄も合併しない前はそれぞれ該当になっているのですが、特例債は合併することによって始まるのですが、しかしそれは従来の過疎債とほぼ同じと、こういう説明であります。

それで、やはり合併することによって、国からの非常に大きなお金が来てプラスにはなるのだと、こういう宣伝がえてしてされているものですから、私もその宣伝がどのように出たのかと、こういうふうに見せてもらったところ、増えるのではなくて、横ばいあるいは抑えられるといいますが、そういうふうな事業内容ですし、しかもその事業の80億についても、あくまでも合併にかかわっての事業計画というのを頭出しといいますが、計画に盛り込んだものが対象になっていくと、こういうふうになってまいりまして、住民要求

などが変わっていく中では、やっぱり新たなものを造っていったらどうか、新たな対応をしてはどうかというような、そういう動きも出るのではなからうかと思うのですけれども、そういうふうなものもこの中で移管していくのが可能なのかなのか、その点の論議がどうだったのか、それと名寄などでは総合計画の中でまだまだいろいろな事業などもあるのですけれども、15億というのは私どものいわゆる当初建設計画で、ほぼ20億ぐらいを一つの目安として考えたりもしておいて、多い時などは30億と言っていたのですけれども、そういうふうなこの流れの中では、担当の方としては概ね22億、そのうちで名寄では15億プラスアルファということでの総合計画での一つの案があるのですが、それとの整合性はというふうに論議がされたのか、この点も一つお知らせをいただきたいと思えます。

福光委員長：よろしいですか。久保参事、どうぞ。

久保事務局参事：1点目のという議論経過でそういう組み立てをされたのかということでありまして、基本的には新市の建設計画の議論経過の中では、この特例債事業でありますけれども、これも必要事業を充当していこうということを基本に置くと、というのは交付税に算入されるといっても、借金に変わりないということも基本に押さえようという議論はしてございます。これが1点目であります。

2点目でありまして、その中でこの考え方ということでありましたけれども、建設事業そのものも全体でというふうに整理していくかというのはこれからの課題でありまして、そこは今後の協議の中で建設計画それぞれ個別の事業等を加味していこうというところで考えているところでございます。

尚、1回この建設計画の中に盛り込まないと、特例債の適用を受けられないのではないかという懸念の質問がありましたけれども、これも新市の建設小委員会の中でも議論があったところですが、この分についてはそれぞれの新市になってから議会で新市の建設計画の変更も可能というふうに、これ先例から倣っておりますので、そこ整理がつくのではないかと。新たな住民要求、或いは住民ニーズの変化が生まれた段階で、その辺の計画変更もあり得るというふうにお考えをいただいて結構かなと思えます。

合わせて、この新市の建設計画については、新市でまた新たに総合計画を立てるわけですが、この辺との整合性も図っていくということについても、新市の建設計画が小委員会の中で議論されておりますので、この点についてはご説明を避けさせていただきたいと思えます。

名寄市の関係については中西事務局次長より説明いたします。

中西事務局次長：事務局の中西ですけれども、名寄市の総合計画との兼ね合いについてご質問がございましたけれども、今回は重複いたしますけれども、一定の基準に基づきまして財政シミュレーションを行った中で、その中で80億4,000万円の特例債の部分とそれからそれ以後の償還を考えながらこの普通建設事業費をつくり出してございます。

従いまして、こういう状況の中でも償還していける額という設定の中で後年度の16億

という数字をつくり出しておりますので、この中には先程申し上げましたように、これから先、行財政の改革等々で剰余等、それから将来に対する積み立て等々を考えながら建設事業費が動いていくと思えますけれども、ここはシミュレーションとしてこの普通建設事業費を16億円ということでございます。一定の地域の経済状況にも配慮しながら、この額を何とか設定したということで、ご理解をいただきたいと思えます。

福光委員長：よろしゅうございますか。

以上で、この財政シミュレーションにかかわっては終わらせていただきたいと思えますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、協議項目の2番目ですけれども、病院・診療所の取扱いについて議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いいたします。

中西事務局次長：既にお送りいたしております病院・診療所の取扱い、議案番号2と右の上に記載をさせていただいております。公立医療機関で両方ともございますので、取扱いについて協議をさせていただくということでございます。

めくっていただきまして、1ページになりますけれども、風連町には国保診療所がございます。名寄市には名寄市立総合病院。規模でございますけれども、床面積でいきますと風連町は1,152.41㎡、名寄市は総計で2万2,336.5㎡ほどの建物になってございます。診療科目といたしましては、風連町は3科、名寄市19科現在でございます。

3ページの方に入りますけれども、職員数の記載がございまして、風連町には正職員の方8名、臨職の方が2人いらっしゃいまして、総計で10名になります。一方名寄市の方でございますけれども、正職員として391名、その他臨職ということで142名、総勢533名の方が働いてございます。

風連町の国保診療所は現在入院を休止中でございますけれども、名寄市の市立病院の方につきましては患者数の年トータルといたしまして14万8,435人、1日当たり405.5人の方が入院をなさっております。外来患者数につきましては、風連町の国保診療所1万4,611名。平均の診療日数が248日でございますので、1日当たり58.9人の方が外来に通われております。一方名寄市の方でございますけれども、28万730人が年間トータルがございました。診療日数は1日少ない数字になっておりまして1日当たり1,136.5人の方が通われてございます。今年度から5年間につきましては、東病院が企業会計の方に入っておりますので、参考までにその右の方に東病院の外来患者数を載せてございます。

予算規模といたしましては1億5,800万円程が風連の歳入総額、それから名寄市立総合病院につきましては69億4,100万円程になってございます。

ご参考までに、後の方で幹事会提案の方がございまして、調整する項目がございまして、風連の方の下の方になりますけれども、文書料ということもございまして、風連の一般の

診断書料は1,030円程いただいております。死亡診断書についても同じ額、それから特殊診断書として2,570円の金額になってございます。

数字が小さくて申しわけございませんが、名寄市立病院の右側の枠外になりますが、診断書料ということで、一般診断書料が1,575円、5割ほど高い金額となっております、特殊診断書及び死体検案料、字が全部出てなくて申しわけございませんが、死体検案書の料金でございますが、簡単なものとして3,150円、複雑なものとして5,250円と、こういう料金設定になってございます。

福光委員長：幹事会提案の方も合わせて。

中西事務局次長：今日お配りしている資料で、幹事会提案というものがございまして。その一番最初になりますけれども、病院・診療所の取扱いについていう協定項目C-8番になります。読み上げさせていただきます。

少子高齢化、過疎化が進展する中、身近に適切な医療機関があることは重要な要素である。公的医療機関の目的に沿い、住民が安心して生活が送ることができるよう、地域の実情に即した医療体制を確立するものとして提案する。

調整方法でございますけれども、1番、医療施設と提供機能及び医療体制については、現行のまま維持、存続し、新市に引き継ぐ。

2番、市立病院と診療所間の機能連携の強化に努める。

3番、将来は市立病院の分院化の調整を図る。

4番、保健福祉及び介護保険事業並びに関係機関とも連携し、市民から信頼、安心される地域医療体制の充実を図る。

5番、会計については、市立病院と名寄東病院は公益業法による一つの会計とし、診療所会計は現状のまま引き継ぐ。

6番、文書料については、合併時までに名寄市の例により統一する、こういう提案でございます。

福光委員長：今、事務局の方から説明がありましたけれども、風連にあります国保診療所の関係につきましては、現行のまま存続させて新市に引き継ぐという幹事会の提案でございます。

いずれは市立病院の分院化の方に調整をしていくという考え方、それから会計につきましては現状のまま診療所会計ということでやっていきたいと。文書料、これは診断書の関係ですね。診断書の関係は合併時までに名寄市の例により統一をするということで、風連町としてこの問題は整理をして合併をするということにしたいということでございまして、質問と合わせて皆様方の考え方もお示しいただければと思いますけれども、何かございますか。

斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：斉藤ですが、今説明の資料を見せていただきますと、風連町の国保診療所

につきましては、1日の外来約60人と、そういう点では非常に地域にはやはりなくてはならない役割を果たしているのだなと、こういうふうに理解をしますが、しかし外側からしか私、見ておりませんけれども、昭和50年建設ということになりますと、概ね30年でなかろうかと、こういうふうに思いますと、外観から見ても相当傷んでいるなど、こういうふうに見るわけですがけれども、それらについてこのままではなくて、やはりこの機会に、行く行くは新しくするというような展望のあるのだろうかという思いも当然あるのではなかろうかと思しますので、それらの問題、ただこれだけの職員とお医者さんがいて、収支の方を見ますと約7,000万弱でしょうか、町の繰り入れということになっているのではなかろうかと思うのですけれども、ここら辺の展望なども含めた財政、建設、そういう住民要望という面でもう少し何かただ続けますよというようなこの幹事会提案をもうちよっと説明をいただきたいなと、こういうふうに思います。

福光委員長：はい、中西参事どうぞ。

中西事務局次長：1点ご質問がありました診療所の今後の例えば建物等の扱いについてという部分でなかろうかと思えますけれども、これは新市建設計画の中で、そういうものを織り込んでいくのかどうかという議論になります。そちらの委員会がございますので、そちらの方で診療所を建て替える計画を織り込むかという議論をしていくことになるかというふうに考えてございます。

それから、2点目のその収支の関係でございますけれども、こちらは特に調整方針の中にも触れておりますけれども、風連の診療所が持っている使命というものがございまして。その中で一定程度非常に重要なものを持っておりますので、4番目のところにあえて触れておりますのは、単に病院としての機能だけではなくて、地域が持っている保健福祉とか介護などの関係を重視しながら当面現状のまま引き継いで、新たな方向を求めていくというふうに考えてございまして、こういう提案になっております。

斉藤委員：具体的にどれくらいの持ち出しで、どういう状況か。

福光委員長：結局、今されているのは、現在7、8千万円ほど町から繰り入れておりますね。そのことについても引き続き新市になってもそういうような状況でもやるのかということですね。

中西事務局次長：事務局の中西ですけれども、そこら辺の議論というのは、新市の首長と議会との方々がどういうふうな施策の中でこの国保診療所を扱っていくかというふうになるかと事務局では考えておりますが。

福光委員長：斉藤委員、今この小委員会では、この病院・診療所の取扱い、特に風連の国保診療所の取扱いをどうするのかということだろうというふうに思うのですけれども、それはもう現行のまま存続させるのだと、新市に引き継ぐのだということで、我々の

この小委員会ではそのことを了とするというような結論でどうなのかということなのですから、ご理解いただけますか。

斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：引き継ぐというのは、住民の健康を守る点からも当然であります。

ただ、同時に一定の展望などが示されると、住民の安心なども一層高まるのではなからうかというふうに思うものですから、余り大きな赤字があるのに、新市の財政でどうなのかという意見があったりして、変な意味での縮小になるだとか、そういうふうになっては期待される住民の願いにこたえられないのではまずいのではなからうかと思うものですから、あえてお尋ねをしたところですが、新設計画の中でも協議ということですが、やはり基本小委員会としては、新市に引き継ぐと同時に、それ十分住民のニーズにこたえたようなそういう引き継ぎ、或いは発展を図っていくと、こういうふうな位置づけが必要でなからうかと考えます。

福光委員長：いずれにしても、幹事会の調整方針の中に、市立病院の分院化ということで、医師も市立病院から当然派遣されるというような形になるのだらうと思いますけれども、分院化になれば、この国保病院の職員の問題についても、市立病院の職員ということになるのだらうと思いますし、当委員会としても、今、斉藤委員がおっしゃられた診療所の老朽化に伴っての新たな診療所の建設ということも、この小委員会の所管ではありませんけれども、新市設計画の中で十分にそのことも議論していただくようお願いをして、この診療所の取扱いについては、幹事会の提案どおりということで結論を出したいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。意見だけは建設小委員会の方に送っていたきたいと思います。

そういうことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、この協定項目のC - 8 病院・診療所の取扱いについては、幹事会提案どおり了解をさせていただいて、審議を終えたいと思っております。

続きまして、議案の3ですが、公社・第三セクターの取扱いについて説明をいただきたいと思っております。

中西事務局次長：議案の3番目になりますけれども、議案の3と、右側の上の方に朱色で押している資料でございます。公社・第三セクター等の取扱いということで、合併協定項目C - 13番目になります。

めくっていただきまして、1ページになりますけれども、風連にはふたつの公社を持っておりまして、名寄市は名寄振興公社という組織がございます。資本金等々についても3段目に記載をさせていただいております。

事業内容につきましては、それぞれふうれん望湖台振興公社につきましては、センターハウスの経営ですとか、公園施設の管理運営、それから株式会社ふうれんにつきましては、

中心市街地におけるいろいろな企画、運営、実施ということになってございます。名寄市の名寄振興公社につきましては、サンピラー温泉の経営、スキー場、それから体育施設がございまして、そちらの維持管理、それから健康の森の維持管理、それから名寄公園のパークゴルフ場の維持管理等々を行っております。

次のページめくっていただきまして、上から2段目になりますけれども、職員数でございますけれども、ふうれん望湖台振興公社につきましては正職員3名、臨時職員5名の雇用をしております。それから株式会社ふうれんにつきましては2名の雇用、それから名寄振興公社につきましては、夏季におきましては正職員6名、嘱託32名、冬季におきましてはスキー場を運営する関係がございまして、正職員が6名、嘱託、臨職で84名ほどの人数となっております。

次が委託料でございますけれども、ちょっと記載の仕方が大変わかりづらくて申しわけございませんが、ふうれん望湖台振興公社につきましては2,461万5,000円の規模で運営しております、そのうち使用料収入が1,461万5,000円あって、残り1,000万を委託料として町の方から支出していると、こういうことでございますので、ご訂正をいただきたいと思っております。

それから、名寄の振興公社につきましては、スキー場業務補助金と書いてございますけれども、これは交付金でございます。これでスキー場の部分で3,312万円、それから温泉施設の交付金ですが385万円、それから、書いてございませぬけれども、健康の森の管理交付金として1,040万2,000円、それから名寄公園のパークゴルフの維持管理に537万6,000円程ここに交付されておまして、都合5,274万8,000円が名寄市の方から交付されてございます。

次のページになりますけれども、この次に同じく公社・第三セクターの取扱いということでございまして、名寄市に土地開発公社がございまして、内容につきましては役員7名。それから目的につきましてはそこに記載のとおり地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理ということでございます。

公有用地につきましては10カ所、それから完成用地につきましては5カ所、未成土地1カ所ございまして、都合16カ所、40万9,363.54㎡を有してございます。

右側の方に貸借対照表を載せておまして、資産の部として流動資産、固定資産を含めまして6億7,800万円。それから負債の部といたしまして、負債合計7億4,600万円、都合純資産として6,791万円程の赤字会計となっております。

4ページをお開きいただきたいと思っておりますけれども、ここでは一番上、ちょっと留意事項を読ませていただきますけれども、公益法人はということで、民法の規定に基づき設立される法人で、人の集まりである社団法人、財団の集まりである財団法人の2種類がありますよと。

8行の方に移っていただきまして、段落二つ目になりますけれども、合併に伴って、合併関係市町村が公益法人や株式会社など第三セクターに出資している場合、その出資者または株主である地位は、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、市町村の地域が新たに属することになった合併市町村に引き継がれるということでございます。株主の名義変更等が求められた場合は、合併市町村は速やかに所定の手続をとる必要があると。また

役員につきましては、充て職でない限り、自然人を委嘱しているため直接的な影響はないものの、実際にはという説明書きでございまして、ちょっと下がりますけれども、市町村合併は合併関係市町村が出資している第三セクターの統廃合に直ちにつながるものではありませんが、効果的・効率的な管理を図る上で必要があると判断される場合には、第三セクターの統廃合を検討することも必要ですというふうにされてございます。

土地開発公社の取扱いにつきましては、その次に記載がございまして、名寄市の土地開発公社は法人格を有してございます。市町村合併により自動的に消滅はしませんけれども、合併により構成する名寄市の法人格が消滅するために、定款変更等の変更が必要となります云々ということで説明をして、この後関係法令等を記載をしております。

これを受けまして、合併協議会の幹事会の提案でございまして、1ページの下段になります。公社・第三セクターの取扱いということで、風連町及び名寄市が出資している振興公社並びに土地開発公社の取扱いについて下記のとおり提案する。調整方針ですが1、株式会社ふうれん望湖台振興公社及び株式会社ふうれん並びに株式会社名寄振興公社については、当面現行のとおりとする。

2、名寄市土地開発公社は、必要に応じて定款を変更し、新市土地開発公社として存続する。

3、名寄市土地開発公社が保有する土地は、新市土地開発公社に引き継ぐ。

こういう提案でございまして。

以上でございます。

福光委員長：今、第三セクターあるいは公社の取扱いについて説明をいただきましたけれども、この会議始まってから1時間半たちましたので、ここでちょっと10分ほど休憩をさせていただきたいと思っております。40分に再開をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(休 憩)

福光委員長：再開をさせていただきます。

先程、休憩前に事務局の方から説明をいただきました件について、皆様方から質問があればお受けしたいと思いますけれども。

公社・第三セクターの取扱いについて、幹事会での検討、そして私どもに提案をされております調整方針については、風連、名寄とも当面現行のとおりとすると。そして土地開発公社については、新市土地開発公社として存続するという提案でございまして、何かございますか。

はい、岡本委員。

岡本委員：名寄も風連も同じような三セクのような状態でやっているわけですがけれども、やむを得ないものは多く感じるのですけれども、どうしてもこれらの運営については安易に管理運営をしやすくなるというようなことで、非常にやはり市民の間からも、もっときちっとやってくれよという声が出てくるわけですね。そこら辺をきちんと管理運営す

るように努力をしてほしいと。

以上です。

福光委員長：岡本委員は、名寄市の三セク、或いは公社について指摘なのだろうというふうに思いますけれども、そういう意見があったということを受けとめていただきたいというふうに思います。

他にございますか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：なければ、この公社・第三セクターの取扱いについては、幹事会提案どおり当面現行のとおりとするということで、そして土地開発公社は名寄市だけが持っておりますので、これは新市の土地開発公社として存続させるということに決定してよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：はい、そのようにでは決定させていただきます。

今日、皆様方のお手元に修正資料と差し替えが行っていると思います。ひとつには職員の状況、これ1枚物の修正資料が出ておりますが、これまでの議論の中で、高見委員から、職員の1人当たりの人口割について、これはそれぞれの一般行政、或いは企業ごとに分けて出せという指摘がありまして、今日皆様方のお手元にこの資料を出されておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

それから、差し替えで負担金、補助金の取扱いの部分で、風連の部分が若干抜けておるということで、同じように出したらいいのではないかという意見がありまして、今日差し替えが皆様方のお手元に届いておりますので、ご覧になっていただきたいと。それをもとにしてまた議論をさせていただきたいと思います。

それでは、各種事務事業の取扱いですけれども、前回説明をいただきながら積み残しておりました4つのことにつきまして、説明員も来ておりますので、説明をいただきながら議論をしたいと思います。

事務局の方、よろしく願いをいたします。

中西事務局次長：事務局の中西です。

今日お配りいたしました資料の中に、参考資料として街路灯の部分で前回ご質問がございました中で、街路灯の管理組合が行っている事業のあらましにつきまして、具体的に額を入れてお配りをしてございます。

組合管理の街路灯が430灯あることですか、収入と支出の状況、それから名寄市の場合につきましては、街路灯組合の経緯等ということで、平成8年からの状況、それからやめたことに至った経緯、それから街路灯が現在3,159灯あって、電気料金と修繕料の支出額というものを記載してお配りしておりますので、ご参考にいただければというふうに思います。

前回提案のときに内容については説明をさせていただいておりますので、ここでは重複して説明をしないことをお許しいただきたいと思ひます。

福光委員長：補助金、交付金等の取扱いにかかわって、私どもの方に議題として出ておりました街路灯のことにつきましては、前回も一定程度の議論がありました。しかしこの問題もひとつにはそれぞれの自治体、風連或いは名寄の首長の政策的な一面もあるかと思ひまして、これは新市の中でしっかりと議論をしていただき、統一するか、或いはどちらかに合わせるかというようなものについては、新市の政策ということにして、新市に送りたいと思ひますけれども、ご異論ござひますか。

齊藤委員、どうぞ。

齊藤委員：それは私は前回相当る発言させていただきましたが、ただいま風連さんの場合の街路灯管理組合の状況の資料もほぼ前回説明された内容で出されたというふうに理解します。

それで、やはり新市になった場合にとひうことで、提案として調整方針とひうことで負担公平の原則により合併時に調整し、再編すると、こひうような言い方になっております。やはり私は従来名寄市が防犯上も、安全、安心なまちづくりとひう点からも、この街路灯の問題については、行政が責任を持って進めてくると、こひう長い間議論を重ね、その論議に基づいて進めてきてると、こひう経過があるわけでありまして、それを安易に負担公平の原則にとひうふうな項目を入れるとひうのは如何かと、こひうふうにかえまして、従来のか喜ばれてきたこの施策を引き続き継続していくと、こひうような内容にしていくべきではなからうかと。

ただ、前回も風連のか皆さんから街路灯組合のかこれまた歴史と伝統があると、こひうふうなご意見もあつたわけでありまして、それだけにその点についてはそひう熱意、或いは関係者のか皆さんの意を十分酌み入れた運営の方法とひうのも当然あつてもいいのではなからうかと、こひうふうにか思ひますので、二つに分けて進めていく必要があるのではなからうかと、こひうふうにか負担行為の原則にか調整し、再編するとひう形だけにしないで、以上のかようにできれば二つに分けて提案できないのかと、こひうふうにか思ひます。

福光委員長：ただいまの齊藤委員のか発言に対して、委員のか皆さんからかお考えがあれば、か聞かせをいただきたく思ひますけれども、ござひませんか。

林委員、どうぞ。

林委員：林ですけれども、今の発言のか趣旨がわかりません。もう一度詳しく説明をいただきたく思ひます。

福光委員長：齊藤委員、もう一度詳しく説明をしていただきたく思ひます。

齊藤委員：前回いろいろ、るる発言したのですが、それでまたいいですか、委員長。

福光委員長：はい、どうぞ。

齊藤委員：街路灯の果たしている役割ということについては、名寄市でも当初はこの街路灯組合というのがありまして進めてきたわけでありまして。

林委員：そういうことではなくて、今、2本立てにするということがわからないので。

齊藤委員：1本が名寄市として従来ここに説明資料で出ておりますように、名寄市が電気料金、修繕料、全額市が負担をして、住民の安心、安全なまちづくりに寄与しているわけでありまして。ただその点を継続をするべき。

それから、もうひとつが風連町の場合は街路灯管理組合というのがあって、この歴史と伝統も生かしていくべきではないかと、こういう発言が前回されておったわけですね。それでそういうふうな思いも生かしていけるような、そういう軸としてこの取扱いの中に入れていってはどうかと、こういうことなのですが。

福光委員長：結局、今の齊藤委員の発言は、風連のいわゆる組合方式、それから名寄市の行政負担方式と、2本立てでいってはどうかと、そういうような統一ということではなくてということですね。2本立てを当面いってはどうかという、そういう調整の仕方ではどうかという発言ですけれども。いや、いや、新市になってから、新市の首長の政策として議会の中で議論をし、市民と議論をすべきだというお考えがあればまた承りたいと思いますけれども。

野本委員、どうぞ。

野本委員：野本ですけれども、これはこの街路灯組合に限らず、これは一番両市民にとって受益者負担の軽減がすべからくなされるのが一番ベターなのだと思いますけれども、なかなかそうはいかない一面があるのではないかと思いますし、前段で説明されたその財政シミュレーションとの関連も出てきますので、そういう意味で今回この合併の話がいろんな形でスムーズに行く中で、スケールメリットを高めていくという中に、今、齊藤委員さん、いみじくも名寄の場合はこれ全額公費負担ですから、風連の場合は受益者負担が残っていますから、これがもしそういう形で合併時に調整を図るということになれば、風連側にとっては受益者負担がなくなると、そういうふうに単純に割り切れる場合とそうでない、なお積み残した組合との協議事項もいろいろありますから、そういうものを整理した中で行く行くは極力住民負担の受益者負担の軽減を図るという精神論は、私はそれでいいのではないかと思いますけれども、先程の診療所の話ではないですけれども、いろいろ双方に内在するいろんな問題がありますので、その辺は細かく幹事会の中でも議論がなされた上での調整方式だと思いますので、それでいいのではないかと私は思います。

福光委員長：斉藤委員の2本立てで提案というか、小委員会の提案をしてはどうかという発言に対して、野本委員から今、幹事会での調整どおり、新市で統一を図っていくか、或いは新市でしっかりそのところを議論するというようなお話がありましたけれども、他に発言があれば。若干意見が分かれましてけれども。

はい、斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：今、私こういうふうに二つに分けてと言ったのは、実は前回野本委員でしたよね、この街路灯組合にはいろいろな歴史もあって、また町民のそういうふうな参加、協力の形態があるのだと、そういうふうな思いをやはり生かしていくべきでないのかと。そしてまた合わせて単純にすべてを無料にするというのは、全体の財政シミュレーションからいっても如何かと、こういうような問題提起があったわけですね。

しかし、私はそれを受けて、ああいうふうな形で言いましたけれども、今回財政シミュレーションも改めて出されて、そういうふうな中でこの合併する上での住民の安全、安心という一つの大きな柱を考えた場合には、基本的に私は名寄も風連も無料にして、生活していく上で一番大事な部分については、公費負担が妥当と、こういう見解を持っております。

ただ、風連町のそういう歴史や経過があるものですから、それも尊重しながら、協議の過程の中でぜひ名寄市に合わせていける方向になればいいなと、こういうふうに思っているということをご理解いただきたいと思います。

福光委員長：野本委員、どうぞ。

野本委員：私も同じなので、ただ私が申し上げたのは、街路灯組合の設立の経過から今日に至るまでの中身がありますから、その辺は行政側が十分当該組合との事前調整を図って、行く行くはやっぱり同じエリアに住む、防犯、交通安全を含めた市民の生活安全も含めて、こういった公平な事業が余り段差があるというのは好ましくないのではないかと。ある程度やっぱり行く行くはそういう面で一元化が幹事会のまとめではと。私はただ前段でそういう問題が内在しているので、そういったものは行政サイドで極力それにかかるべく前に調整を図るべきだということを申し上げたので、ご理解をお願いします。

福光委員長：どちらにしても、考え方としては、新市でこの問題については新たな首長が政策としてまた議会に提案をされることになるだろうと思いますし、それまでに風連町さんの方は組合方式ですので、その方式がそのまま続くのかどうかも、当該組合と議論をしなければならない部分がありますので、委員長としてはこの街路灯の問題については、新市において統一、調整を図るという結論にしたいと思いますけれども、ご理解いただけますか。

はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：私もこの問題については斉藤委員、野本委員のおっしゃっている方向だと思っています。

それで、今、委員長のまとめだと、その辺のところ、一足飛びに新市の方に任せてしまうというふうなまとめになったかというふうに思います。それはちょっと私も違うのかなと。この小委員会として一定の押さえをして、最終的にはやはり公平、安全、いろんな意味から公の負担というのが妥当かというふうに思いますが、当面についてはそういったそれぞれの歴史的な経過であるとか、もろもろの事情を勘案して進んでいくべきだということで、文言についてはもう少し両委員の発言した内容を尊重した文言整理が必要かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

福光委員長：佐藤委員のおっしゃることはわかりますが、ただここで私どもの結論が文言を文書化をするということになるわけではないと思うのですね。我々の議論経過をもとにして、新市の中でそのことを検討し、結論を出してほしいということでございますので、私の発言、言葉の使い方が若干誤解を招いたかもしれませんが、いずれにしても新市でこの問題については議論をしていただくと。しかし私どもとしては斉藤委員や野本委員の発言を発言として、事務局、或いは幹事会の方で受けとめて、合併協議会に委員長報告しますので、それらの今日のこうした発言も合わせて合併協議会の方では委員長報告をしたいと思っておりますけれども、そのことを受けて新市の中でまた議論になるのではないかというふうに思っておりますが、文書整理というふうに言われても、ちょっと文書にするわけではないので、そのところを少しご理解をいただければと思いますけれども。

はい、斉藤委員。

斉藤委員：委員長、それ違うわ。

今まで議会議員の定数の問題でも、あれだけ論議をして、そしてここで一定の方針を出したのですよ。この問題をここで出せないというのは、それはいかがかと。ここでやはりそういうみんなの意見や何かを踏まえて、合併に伴って、安心、安全なまちづくりの一つの大きな柱として、やはりこれは名寄に合わせていこうと、こういうふうな形で提案に入れましょう。そういうふうな形での文書整理をあえてやりましょうよ。これは当委員会として。

福光委員長：若干ちょっと委員長から発言をさせていただきたいと思っておりますけれども、一つにはこれからもさまざまに料金の議論、検討をしなければならないことがたくさん出てきますね。そのときに一つ一つ上げるか、下げるかというような、或いは住民負担を求めめるのか、行政が負担するのかという議論をしていくと、なかなか進まないのではないかというふうに思うのですね。だから全体の中でどうするのかということも、委員の皆さん考えていただかなければ、物事進んでいかないのではないかという、一つ委員長としては考えています。例えばこの問題については上げる、この問題については下げるとかというような議論を一つ一つやっていけるのかどうかというふうにちょっと私も心配をしているところでございます。

確かに、委員会としてそれはこういうふうにするべきだという結論を、全員の委員の皆さんが出すべきだということになれば、そのことについてやぶさかではございませんけれども、しかし全体のそうした住民の負担というものを考えたときに、新市の中でまた新たに検討、議論をするというその余地を一定程度残しておいた方がよろしいのではないかと、いうふうに委員長としては考えておりますけれども、反論があれば。

斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：これから11月の末になりますか、12月ですか、住民説明会に入ってくるわけですね。そのときにこういうふうな住民の身近な問題にかかわったものがどういう論議になったのかと、どういう方向なのだろうと。特にこの上下水道料金ですとか、身近な問題にかかわっては、いろんな意見があるのは、我々も知っているわけでありませう。

ただ、それを委員長が言うように、一々あれだから、全部丸投げしてくれというのには私はやっぱり、はい、わかりましたと言うわけにはいかないと。やはり我々は与えられたこの合併が果たして住民にとってどうなのだと、そういう一つの物差しとして、こういう問題というのは出てくるわけですから、私も1から10まで全部を結論出せと、出していかねばならないという立場はとっておりませんけれども、やはり一つ一つのこのポイントと申しますか、そういう点ではやっぱり一定の意見、論議させてもらってもいいのではないかと、こういうふうに思います。

福光委員長：委員長として発言させてもらいますけれども、斉藤委員が言われるように、そのとおり議論、発言、当然していかねばならないし、この委員会でも出された発言をいわゆる幹事会なり、或いは合併協議会全体の中で受けとめて、そして新市の中でそのことを議論してもらわねばならないことは当然だろうと思います。ですから私は丸投げをするという気持ちはありませんよ。ただ新市に委ねるといふ一つの結論も、それも委員会の結論であると思っております、すべて丸投げをしようと思いません。

ただ、ここで出された意見は意見として、しっかりとそのことは付さなければならぬと考えておりますので、意見を出してもらって、議論をしてもらおうということでありますので、ご理解をいただきたいと思うのですけれども。

野本委員。

野本委員：委員長も僕の言っているのを十分理解されていないのではないかと、思うのですけれども、私が言っているのは、この街路灯組合、今、斉藤委員がおっしゃるように、今回のこの合併に伴って受益者負担を、この街路灯に限ってはゼロにして、あくまでも全額公費負担に持っていくという方向の前段で、風連町の我が町でつくっている補助制度のイニシアチブは街路灯組合が握っているわけですから、その辺の町民の理解を得た中で、そういう方向へ移行するという形であれば、これは10回目のときの小委員会の中の調整方針にも載っている、あれでいいと思うのですよ。

ですから、即ジャンピングしないで、そういった前段整理をした中で、そういう方向へ持っていくのだということになれば理解はできると思うのですが。

福光委員長：野本委員の発言はわかるのですけれども、この調整方針として合併時に調整を図り統一をすると提案されておりますよね。そのことに尽きるのだろうと思うのです。その統一の方法がどういう統一にするのかは、新市の中で議論してもらわなければなりません。私どもの委員会としては、調整を図り統一をすると、合併時に。そういうようなことでまとめたいというふうに考えておるといことです。

林委員、どうぞ。

林委員：林ですけれども、これはあれですよ、今、丸投げ云々というけれども、私もそういう感じ持っている。それとこの中身については全部議事録とられているでしょう、これ。そうですね。そうしたら当然それぞれの段階で、当然理事者のあれにも入っていくし、これだけ慎重ないろんな審議をしたということは残っていくわけでしょう。ここでやっぱり風連の立場を考えてもらわないと、長年かかってそれでやってきたわけだわ。それいきなり名寄が全額名寄になれば、そういう提案するというのだったら、そういう相談をこれから出てくるのだったら、これからまだまだ他の問題出てくるわけでしょう、いろんな問題が。どういう形になっていくかということ見当つくのではないのでしょうか。

やっぱりその辺もうちょっと大人になって、これは決して新市に委ねたって、私はそんなあほな結果出ないと思うのですよ。やっぱりそのぐらいのところは考えて、これ結論出していかなかったら、私はどうしようもない結果になるのではないかなと思います。

福光委員長：暫時休憩をさせていただいて、それぞれの委員でちょっと若干調整をさせていただきますと思います。

(休憩)

福光委員長：よろしいですか。

街路灯設置及びその電気料事務の取扱いなのですけれども、調整方針として、街路灯の設置基準及び電気料の負担、修繕料に相違があるため、合併後に調整し、再編することによってまとめさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：では、そのようにまとめさせていただきます。ありがとうございました。引き続き、建設部の方の説明を求めます。下水道、水道。

中西事務局次長：水道料金でございますけれども、前回お配りいたしました資料の7ページになります。水道料金でございますけれども、風連は口径、それから名寄市につきましては用途別に料金設定がございます。前回の説明の中でメーターの口径等々については絞り込みも可能だということございました。

それで、具体例といたしまして、名寄と風連の料金の差でございますけれども、8トン使用の場合、風連町が1,740円、名寄市が1,302円ということで、それから10ト

ンでも風連が2,080円、名寄市が1,722円という計算になります。若干料金の違い等がございます。

これらを受けまして、幹事会の調整方針の2番目、使用料、手数料の取扱い、合併協定項目C-10の部分に触れますけれども、(1)水道料金に関する事務の取扱い。風連町、名寄市では住民生活に欠かせない生活用水の安定供給を図っているところであり、合併後も現行のサービス維持を低下させないよう努めるものであるが、両市町において水道料金の体系、料金改定の時期、料金システムに相違があるということでございまして、調整方針として、住民負担に対する変化を緩和するため、当面はそれぞれ合併後も存続し、3から5年をかけて料金体系の統一を検討し調整を図ると、こういう幹事会提案でございます。

福光委員長：使用料、手数料の取扱いで、一つには水道料金に関する事務の取扱いですが、今事務局から説明があったように、それぞれシステムが料金システムも違いますし、それを統一するというのは若干問題がありますので、住民の負担に対する変化を緩和するため、当面はそれぞれ合併後も存続をさせて、3年から5年かけて料金体系の統一を図ると。そして調整を図り統合するという幹事会提案でございますけれども、委員の皆さんの考えがあれば、或いは質問があれば発言をいただきたいと思っておりますけれども。

斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：料金で見ますと、水道料金は名寄の方が安いのだね。下水道料は名寄の方が高いと。私もこの提案でいいと思うのですが、こういうふうな料金の違いはどういうふうな論議になっているのか、ということは、下水道、後からできてきましたから、相当建設費や何かは高いはずなのですよね。なのに私らの町よりも下水道使用料というのは安いというふうに見ているものですから、そういうふうな経過など、それが一つ。

それと、水の原水、名寄は名寄川から取っているのですが、風連は地下水なのです。それで水に対する意見がちょっとあるように聞いているのですが、もう少しおいしくならないのかとか、いや、それでいいのではないのかとかいう話は聞くのですが、そういうふうなことはちょっと、申しわけありませんが教えていただければと思います。

福光委員長：名寄市、それから風連町両方の担当者が見えていますので、そのあたりのところを説明できますか。下水道料金の関係と、それから上水の今、水の問題話ありましたけれども、その問題。

河西説明委員：風連町の河西です。よろしく申し上げます。

まず、下水道の料金設定なのですが、これ平成9年から供用開始しまして、基本料金と超過料金ということで、平均水量が現在20トン近くなっているということで、ちょっと比較させてもらいますと、風連町の場合は2,856円、下水道ですね。名寄市の場合は3,990円ということだろうと思います。上水道につきましては逆に、今言われましたように風連町の場合は20トンで4,155円、これ消費税すべて入っていますけれど、そういう形になっておりまして、名寄さんの場合は3,820円。下水道の根拠というのは、あく

までも維持管理費と人件費を入れた形の中で、当時単価を設定しております。確かに維持管理費の方も上がってきていますから、そういう面では100%それで賄っているという形にはなっておりませんが、若干一般会計の方からそれは入っております。

上水道の方につきましては、現在すべて人件費も含めて起債償還も含めまして、今のところは単独でやっています。従来は上水道区域を拡大しておりますから、その分は拡大時については一般会計の方から、施設の建設費ということで、これらは3年前は一般会計の方から補助入っています。

福光委員長：水質の問題については。

河西説明委員：水質の方は、今言われたように、風連町の方は地下水でありますから、それと上水のろ過装置ということで、急速ろ過でやっております。繊維ろ過だとか、活性炭のろ過で、そういうものを取り除きまして、従来どおり塩素で殺菌をしている状況です。

ただ、そういう味の問題につきまして、ちょっとその辺の方は、言われているようなことは余りないのですが、確かに安全な水ということになれば、やっぱりそういう形が通常とられるような形だと思いますので、そういうふうに今言われているのかなと思っていますけれど。

福光委員長：はい、名寄市の方、説明いただけますか。

糸川説明委員：名寄市の下水道の関係を説明いたします。名寄市につきましては、確かに風連さんよりも若干高いといいますが、トン当たりにいたしますと15円ほど高いわけでございますけれども、確かにうちの料金の関係につきましては、維持管理費とか、人件費等々につきましてセットしておるわけでございますけれども、ただ全道的には風連さんみたいに8トンの基本料金が標準なのですけれども、うちの方は基本料金につきましては5トンでセットいたしまして、値段的にはトン当たり15円ぐらい高いわけでございますけれども、少量というか、そういった場合につきましては5トンの方が安いかなという考えでやっておるところでございます。若干の風連さんとの開きはあるわけでございますけれども、基本料金のセットが名寄市は5トン、風連さんは8トンと、そういうことでございまして、この5トン、8トンにつきましても、全道並みというか、10トンというところも基本料金があるわけでございますけれども、合併時には5トン、8トンの関係も合わせて検討していきたいなと、そういうふうに思っております。

福光委員長：上水道の方。

藤田説明委員：名寄市で水道を担当しております藤田と申します。

名寄市の上水につきましては、水源を名寄川に求めておりまして、今までのところ、安全、安心な水を安定的に供給できているというふうに思っております。

尚、水源といたしまして、名寄川の支流サンル川におきまして、ただいま国の方でサン

ルダムを建設しております、それに加わっております。水利権をいただくために名寄市も下川町とともに加わっております、今の予定では20年の完成予定を聞いておりますけれども、若干工期的には延びるのかなというふうには伺っております。更に安定した原水をいただくためにサンルダムにも加わっております。

以上です。

福光委員長：斉藤委員、よろしいですか。はい、斉藤委員。

斉藤委員：それぞれご答弁ありがとうございました。

それで、調整方針どおりで私もいいと思いますが、ただ今高齢化世帯が増えてきている中で、名寄では基本水量5トンと、こういうふうにはしているのですが、担当としてはいろいろ意見があると思うのですけれども、高齢化世帯あるいはそういう人たちの水の使用料を見てみますと、やはり5トンというのは一定は基本なのですね。そういう面では非常に住民サイドから見ると喜ばれております。これがやっぱり8トンというふうにしますと、なかなか高齢化世帯の場合使わないものですから、5トンいかないなどというのは結構いるのですよね。

そういうこともあって、ぜひ調整の中では高齢化世帯のことも考えて、5トンの基本水量のあり方をぜひ生かしていただきたいということ、意見として取り上げていただければと思います。

福光委員長：他にございますか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：なければ、水道料金については、3年から5年かけて料金体系などの統一を図って調整をします。そして最終的には統合するという結論でよろしゅうございますか。そして今、斉藤委員からも発言がありましたけれども、基本料金の5トンというところを堅持していただきたいという意見があったということで、そうしたまとめでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、3年から5年かけて料金体系等の統一を検討し調整を図り、統合するという結論に結論させていただきます。よろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、水道料金、使用料金の取扱いはそのように結論を出していただきましたので、下水道負担金、分担金の取扱いについて、事務局の方から説明をいただいで。

中西事務局次長：今、上水のときに下水の使用料も合わせてご議論がありましたので、

私の方としては、まだ下水道の方の実は説明もしておりませんでして、あと調整方針の方もまだ説明を実はしていなかったのですけれども、もしよろしければ、下水道の方については調整方針だけ読み上げさせていただきたいかなと考えておりますが、如何でしょうか。

福光委員長：済みません。ではそのようにしていただきたいと思います。

中西事務局次長：事務局の中西ですけれども、8ページのところに下水道使用料の部分がございまして、先程、担当の者が説明をさせていただきました。それを受けまして、4ページの一番上(2)になりますけれども、下水道使用料に関する事務の取扱いということで、(1)負担公平の原則から基本水量料金は原則、内規等を調整し、合併後5年を目処に統合する。(2)手数料については合併時に調整し再編するということでございます。そういう幹事会の提案としたいということでございます。

福光委員長：資料があちこちたくさんあって、なかなか整理するのに大変で、大変失礼いたしました。

下水道使用料に関する事務の取扱い、今事務局の方から幹事会の調整方針を出されました。基本水量料金は先程、説明がありましたけれども、これも細則だとか内規などを調整しなければならないということで、合併後5年を目処に統合するということと、それから手数料については合併時に調整して再編するという幹事会の提案でございますが、委員の皆さん、発言ございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：それでは、下水道使用料に関する事務の取扱いについては、調整方針として1は合併後5年をめどに統合すると。基本水量、基本料金ですね。それから手数料については合併時に調整し再編するということに決定させていただいてよろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように計らっていきたいと思います。

3番目の個別排水処理、この説明を事務局の方でお願いいたします。

中西事務局次長：4ページの一番下になりますけれども、下水道の負担金、分担金の部分の説明が漏れておりまして、申しわけございません。

資料の8ページの下部分になります。風連町では受益者分担金、名寄市では受益者負担金という形でございまして、それぞれ風連町につきましては地上権等を有する土地で、 m^2 当たり270円という額をいただいてございます。それから名寄市につきましては、区域建設費の5分の1を基本といたしまして、負担区によりまして108円から420円の範囲ということございまして、それぞれ現状に差がございまして、

それから、分担金、負担金、それぞれ減免規定がございましてけれども、その中にも若干

違いがございます。余りこの分担金、負担金の減免の部分については大きな差はございませんけれども、一応内規等々を整備する必要がございますして、それを受けまして4ページの一番下、分担金、負担金の取扱いについて、一番下(1)下水道負担金、分担金に関する事務の取扱いということで、調整方針としては事務区域内を負担区として調整し、合併時に統合すると。また減免規定等については、減免規定については細則、内規等を調整し、合併時に再編すると。こういう提案でございます。

福光委員長：今、事務局の方から幹事会提案を示されましたけれども、個別排水処理は後にして、下水道使用料のところでは結論が出まして、その後分担金、負担金のところになりますので、その今の説明をして、調整方針を図りたいということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それで、下水道負担金、分担金については、それぞれ風連町と名寄市において相違があるということから、合併時に統合すると。そして減免規定がそれぞれありますけれども、それらについても細則や内規などを調整して、合併時に再編するという調整をしたということでございますが、よろしゅうございますか。

斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：前段の説明で、下水道使用料については5年間で統合していくと、こういう今了解したところです。

今度は、分担金、負担金については、合併時に統合するということですね。しかもそれは今説明ありましたように違いがあるわけですね。ですからそれが今まででしたら大体この負担金の算出根拠というのが、どういうふうな事業があって、そのためにはどれだけの負担金を取るのだと、こういう一つの方式に基づいて、負担金の額を決めてきているわけなのさ。それがちょっと違うのに、合併時に一遍にできるのかどうなのか、そこがどういう経過があるのか、この際ちょっとお知らせいただきたいと思っております。

糸川説明委員：名寄市の糸川でございます。

下水道の関係の負担金、分担金、更にはその関係につきまして説明いたします。

名寄市におきましては、負担金と分担金の違いは、公共下水道区域内につきましてはすべて負担金でございますして、その公共下水道区域外が分担金ということになっておりまして、これは個別合併浄化槽の関係で決めております。

それで、負担金につきましては、あくまでも昭和46年から建設しておりまして、当時から区域内の建設費の5分の1の原則は守っておるわけでございますけれども、今現在108円から420円の12負担区中9料金があるわけでございます。ですから風連さんが1負担区で270円ということで、私の案とっては変なのですけれども、今現在12負担区名寄市があるわけございまして、単純に13負担区もあってもいいのではないかと、そういうふう考えるわけでございます。

そんなに下水道使用料金と違いまして難しい問題ではないと、そういうふう考えるわけでございます。13負担区を設けて、そういった案もあるのではないかと、そういうふうに思

うのです。

以上でございます。

福光委員長：ご理解いただけますか。よろしゅうございますか。
野本委員、どうぞ。

野本委員：これは住民側からすれば一番直結する事案ですから、技術面ですとか、初期投資の方式だとか、施設の償還の問題とか、もろもろありますので、この辺は我々この委員会であつた、こうだの、我々もそういう知識もありませんけれども、要するに水だとか下水道というのは、もう住民生活に直結する事案ですから、双方の住民福祉の軽減も含めた形を十分事務レベルで、この合併することによって係るこういった日常生活に直結する事案が、高くなったりいびつになることのないような手法で、事務レベルで今回のこの合併議論の趣旨を十分踏まえていただいて、そういった形で、どうしても技術的にやむを得ないものもいろいろあるかと思しますので、それは我々はそこまで入り込みませんが、十分その辺の意図を事務レベルで参酌の上、適切な資料の提出を今後ともすべきだと思います。

福光委員長：今、野本委員から、住民負担の問題についても発言ありました。そういうことも頭に入れながら、是非とも調整をしていただきたいというふうに思います。
斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員：全くそのとおりなのですが、ただその説明会やるときに、今の水道料金がどうなるのですか。それぞれの町で出た場合に、いや、それは新市で協議してやるのですという形だけで、まあ、これしょうがないという面もあるのですが、できるだけ住民の疑問にはこたえられるようにしなければならぬと思うものですから。答弁としてはね。それだけはちょっと踏まえておいてはいいのではないかと思います。

福光委員長：当然、住民説明会には担当部長なり担当が出向くような状況になるのだろうというふうに思うのですけれども、そういう状況にあります。松尾部長、ただいま住民説明会に担当部長が行くようなことがありますか。

松尾説明委員：今まではなかったですね。

福光委員長：今まではなかった。
はい、事務局長。

石王事務局長：今の懇談会の住民説明会の関係、名寄市の関係だけでちょっとお話をさせていただけますけれども、一定程度日程を決めさせていただいておまして、通年やっている行政といひましようか町連の主催の中でのまち懇と一緒に、今回の合併の住民説

明会をしていこうということで考えておりますから、それぞれの所管の担当部長にも出席をしていただいて開催をするということで、今考えております。

福光委員長：では、今、斉藤委員から発言のあった、そうした住民に対する説明は、そうした立場から説明ができるということですね。

はい、どうぞ。

池田副幹事長：風連町の副幹事長の池田でございますけれども、今、石王事務局長からお話ありましたことで、風連町も6月定例会以降、年2回のまちづくり懇談会をやっていきます。2回目の分が今回の合併の説明会という同時に重なるという格好になると思えますけれども、そのときは当然住民の関心が求められる事項につきましては、担当者も出席した中で十分説明が行き届くように配慮していきたいと考えております。

以上です。

福光委員長：ということ踏まえて、調整方針として事業区域内を負担区として調整し、合併時に統合すると。また減免規定については細則、内規などを調整し、合併時に再編するという調整でよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：はい、ではそのように調整、決定をさせていただきます。

次に、4番目の財産の取扱い、それについて、協定項目のC-5ですね。説明をお願いいたします。

中西事務局次長：前回お配りいたしました資料の10ページ、11ページをご覧くださいと思います。

現況ということでございまして、風連町の方の平成15年度末の残高になりますけれども、水道事業会計で2億6,640万円程、それから簡水の会計で3,500万円、このほかに済みません、追記でお願いしたいのですけれども、簡易水道債ということで3,430万円ございまして、ここでは簡水関係では6,980万円という未償還元金がございます。それから平成16年度の起債借り入れ予定額ということで、水道事業会計として1,360万円を予定しているところでございます。

11ページの中段になりますけれども、平成16年度末の未償還残高ということで16億4,726万9,000円、ここは今の公共下水道の町債償還金残高ということでございます。それから個別排水処理事業の償還金といたしまして16年度末償還残高として1億6,517万8,000円程が計上されるところで、二つ一緒に説明しました。

それから、水道事業会計の方の名寄市の分でございますけれども、平成15年度末償還残高といたしまして、水道事業会計で53億8,825万7,000円、簡水会計といたしまして2億4,829万円、さらに平成16年度の起債借り入れ予定額といたしましては、水道会計として9,360万円、簡水会計として480万円を予定しているところでござい

ます。

その下11ページに、下水道企業債の状況ということでございまして、中ほどにございますが、平成16年度末償還残高といたしまして67億1,404万7,000円、それから個別排水処理事業、町と書いてございますが、市債償還金の部分でございますけれども、16年度末償還残高といたしまして2億8,176万7,000円となるところでございます。

これらを受けまして、幹事会の提案でございますが、5ページの真ん中の段になります。財産の取扱いということでございます。水道企業債に関する事務の取扱い、調整方針として水道企業債は新市に引き継ぎ、調整の上、統合する。それから下水道企業債に関する事務の取扱いといたしまして、同じく下水道企業債は新市に引き継ぎ、調整の上、統合するとする提案でございます。

福光委員長：今、事務局の方からそれぞれ財産の取扱いについて説明がありましたけれども、質問ありますか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：なければ、4番目の財産の取扱いですね。協定項目C-5ですが、1の水道企業債に関する事務の取扱い並びに下水道企業債に関する事務の取扱い、それぞれ水道事業、下水道事業とも、新市に引き継いで調整の上、統合をするという調整でよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように図らせていただきます。

次に、時間も迫っておりますが、どういたしましょうか。道路、除排雪のところまで終わらせてよろしいですか。今日はここで終わって次回にということにさせていただきますということにしましょうか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、一つ残りまして、大変建設部関係の方には申しわけありませんが、時間も時間でございますので、次回に道路、除排雪の事業の取扱いは積み残したいと思えます。

これで今日のそれぞれの議題としておりますところについては、各種事務事業の取扱いの建設部会の部分で、除排雪の部分だけ次回に継続ということにさせていただきたいと思えます。

尚、今日お手元に配付しております事務機構の取扱いで、機構の組織図がお手元に行っていると思えますが、どういう部でどういう課を置くのかということについては、これは冒頭皆様方にも私の方からお話し申し上げましたように、運営小委員会、両首長、両議長、各委員長、上川支庁、それぞれ入った中で一定程度の議論をしていただくということで、その結果考え方を当委員会に示していただくというふうに取り扱いをさせていただきますの

で、今日のところはこの資料の説明を省かせていただきたいと思います。

以上で、継続している協議項目と、それから新規の審議事項を終わらせていただきたいと思います。

4. 次回の小委員会開催について

福光委員長：次回の小委員会なのですけれども、皆様方のお手元に10月、11月の予定表が行っていると思います。色刷りではありませんけれども、白黒でお手元に行っていると思いますが、一応19日、今日の11回目の検討小委員会の後、12回目は22日、それから13回目は27日、14回目は2日というふうに、それから15回目が8日と、立て続けに予定を書いていますけれども、そういった予定でやっていかなければ、事務事業の一元化の方の議論が進みませんので、そういうような日程で行いたいと考えておりますが、委員の皆さん方、それぞれご都合があるかと思っておりますけれども、曲げてこの予定に合わせていただければと思っておりますが、よろしゅうございますか。

中西事務局次長：ここに書いてある項目につきましては、初期の段階で事務局の中に持った資料の中で作り込んだものでございまして、題目についてはちょっと適正なものではなくて、日程だけお読み取りいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

福光委員長：基本項目小委員会の日程をこのように。もう詰まってきましたので、もう一定程度こういった日程で委員会を当てはめていかなければ進まないということで、是非このような進め方にさせていただきたいとお願いをしたいと思うのですけれども、よろしいですか。その都度次回、次回やっていっても、欠席される方もおられるということで、お許しをいただいて、是非ともこの日程を進めていきたいというふうに考えておりますので、次回は22日3時ですので、お間違えのないようにご記憶をいただきたいと思います。よろしゅうございますね。次回の開催については22日15時から名寄の文化センターを会場としたいというふうに思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：どうぞよろしく願いいたします。

5. その他

福光委員長：では、その他に入らせていただきます。

その他、何かございますか。

久保事務局参事：時間もないわけですから、簡単に報告をしまいたいと思います。

私からの報告は、自治組織の検討委員会の開催状況でございます。第2回目の自治組織の検討委員会につきまして、10月6日に開催してございます。この中ではこれまでの合併協議の中にかかわる基本的事項ということで、自治区を置くということを再確認いたし

まして、合併特例区の規約の中身、或いは設置のあり方について、それぞれ議論をいただきました。

特に、この合併に係る法律の政令等の交付につきましては11月末になるということで、この中にも検討委員の方に選出された方がいらっしゃいますけれども、そこを見越して現行法の中で想定をしながら、議論をしていただくという大変な作業に入っていただくことになっておりますけれども、そういう方向づけをしていくと。

特に、次回は10月29日を予定しておりますが、この中では合併特例区の事務事業、管理すべき施設の概要について整えていくという方向づけをしているところでございます。合わせて名寄市の自治区につきましては、先の住民説明会の中で、住民の意見を十分に聞いてということ踏まえまして、住民意見や住民組織の意見を踏まえて、これから制度設計に入っていくという協議を整えております。

以上でございます。

福光委員長：よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

6. 閉 会

福光委員長：それでは、今日の基本項目等検討小委員会は以上で終わらせていただきたいと思います。

大変ご苦労さまでございました。